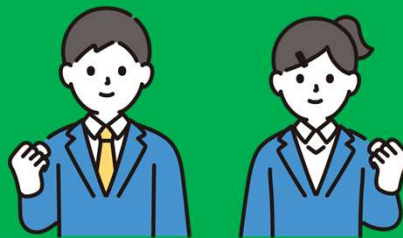


大切なお知らせ



高校生の 学びを支えます。



奨学のための
給付金

愛知県公立高等学校等奨学給付金

教科書費、教材費など、**授業料以外の教育費**を支援する
返還不要の給付金です。

対象世帯

- 生活保護世帯
- 住民税所得割が非課税の世帯
- 年収**270万円以上380万円未満**の世帯 **拡充**
- 年収**380万円以上490万円未満**の世帯 **拡充**

※ 家計が急変して上記の世帯になった場合も対象になります。

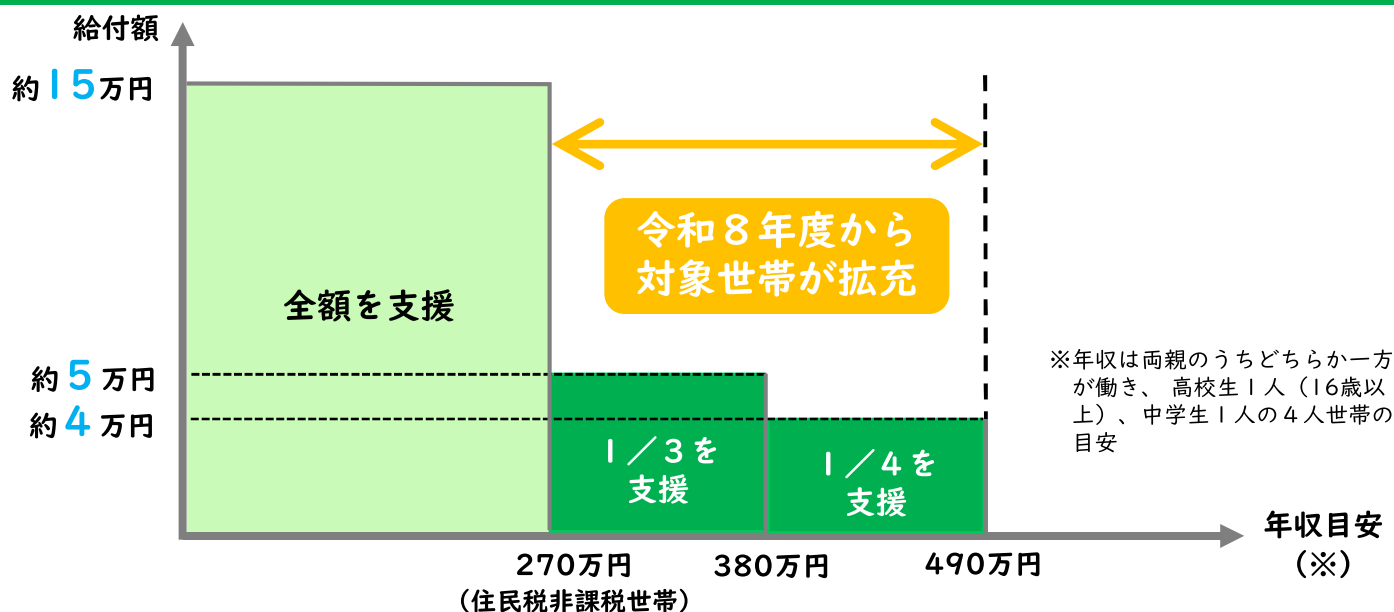
申請期限 ・提出先

- 令和8年 **10月23日（金）**
 - 犬山高校事務室** (☎0568-61-0236) **8:30～17:00（土日祝を除く）**
- ※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別に申し込みが必要です。

申請書類の 入手方法

- 犬山高校ホームページ（お知らせ）** からA4判で印刷してください。
- 印刷できない方は、犬山高校事務室にてお渡しします。

令和8年度の支援イメージ（私立高校・全日制の場合）



詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

- ・ [犬山高校ホームページ（お知らせ）](#)
- ・ [愛知県教育委員会HP 公立高等学校等奨学給付金の御案内](#)

生徒等の国籍・在留資格等に関する要件

国籍・在留資格等の要件

必要書類

高等学校等（外国人学校を除く）に在学する以下の国籍・在留資格等を有する生徒等の世帯

- ①日本国籍を有する者
- ②特別永住者
- ③永住者
- ④日本人の配偶者等
- ⑤永住者の配偶者等
- ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

生徒等の以下のいずれかの書類

- ・就学支援金等の支給決定通知の写し
 - ・特別永住者証明書の写し
 - ・在留カードの写し
 - ・住民票の写し（原本）
- （家族滞在は以下の書類も提出）
- ・小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

高等学校等に在学する①以外の生徒等及び外国人学校に在学する生徒等の世帯

生徒等の以下のいずれかの書類

- ・就学支援金等の支給決定通知の写し
- ・在留カードの写し



保護者等の所得に関する要件

ご自身の所得割額などは
マイナポータルで「わたしの情報」
から確認できます。



保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（※）により判定します。

※生活保護世帯は生徒等の生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況により判定

所得要件

必須書類

上記①の生徒等の世帯で以下のいずれかに該当する世帯

- ・生活保護世帯（生業扶助）
- ・住民税非課税世帯
- ・所得割額の合算額が100円～105,500円の世帯（年収270～380万円世帯）
- ・所得割額の合算額が105,500円～182,500円の世帯（年収380～490万円世帯）

以下のいずれかの書類

- ・生徒等の生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書
- ・保護者等全員の課税証明書又は非課税証明書 等

上記②の生徒等の世帯で以下のいずれかに該当する世帯

- ・生活保護世帯
- ・住民税非課税世帯

令和8年度の給付額

令和8年度 給付額 (年額)		【区分1】生活保護世帯・ 【区分2】住民税非課税世帯 (年収270万円未満世帯)		【区分3】所得割額が 100円以上105,500円未満 (年収270～380万円世帯)		【区分4】所得割額が 105,500円以上182,500円未満 (年収380～490万円世帯)	
		国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
生活保護世帯(生業扶助)		3万2,300円	5万2,600円				
上記以外 の世帯	全日制等	14万3,700円	15万2,000円	4万7,900円	5万670円	3万5,930円	3万8,000円
	通信制	5万500円	5万2,100円	1万6,830円	1万7,370円	1万2,630円	1万3,030円



家計急変支援について

- ・保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職などの都道府県が定める家計急変事由が発生したことで、従前得ていた収入を得ることができない場合に支援を受けることができます。
- ・家計急変事由が発生した場合、速やかにお住まいの都道府県または学校へ相談して下さい。

主な要件

対象となる家計急変事由に該当

+

世帯年収が所得要件相当まで減少
※生徒等の国籍・在留資格によって基準が異なります。

給付額

令和8年1/1～7/1
に急変した場合

年額を給付

令和8年7/2
以降に急変

年額を月割りにした額を給付

令和 8 年 9 月 1 6 日

生徒及び保護者 様

愛知県立犬山高等学校

令和 8 年度 愛知県公立高等学校等奨学給付金について(案内)

愛知県では高等学校等の授業料以外の教育費の負担軽減を目的とした返済不要の給付金を支給する制度があります。

支給要件に該当する方は、期限内に申請をしてください。

1 支給要件（次の①～③のすべてに該当する世帯）

令和 8 年 7 月 1 日現在、

①保護者（親権者等）の住民票上の住所が「愛知県内」であること

（保護者が県外にお住まいの場合は、在住する都道府県にお問い合わせください。）

②授業料が実質免除となる「高等学校等就学支援金制度」の受給資格を有していること

③世帯の状況が次の【区分 1 ～ 4】のいずれかに該当すること

【区分 1】生活保護（生業扶助）受給世帯

【区分 2】住民税非課税世帯（住民税所得割が非課税の世帯）

【区分 3】**保護者等全員**の令和 8 年度市町村民税所得割額及び県民税所得割額の合算額が
105,500 円未満世帯

【区分 4】**保護者等全員**の令和 8 年度市町村民税所得割額及び県民税所得割額の合算額が
105,500 円以上 182,500 円未満世帯

※以下の場合の対象となりません。

- ・他の都道府県から同種の奨学金の給付を受けている場合
- ・高校生等が児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており、措置費（見学旅行費又は特別育成費）の支給対象となっている場合。

2 提出書類

≪【区分 1 ～ 4】に該当し、申請する全員≫

(1) 高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第 1 の 1（その 1））

(2) 高等学校等奨学給付金 振込先口座の通帳のコピー等提出用台紙

≪【区分 1】生活保護のうち「生業扶助」受給世帯≫

(3) 生活保護受給証明書

『生徒と保護者が「生業扶助を受給中である」ことが確認できる令和 8 年 7 月 1 日
以降に発行された生活保護受給証明書』を提出してください。

※生活保護を受給されている方は、必ず担当の社会福祉事務所などへ奨学給付金を
申請することを相談してください。

≪【区分2】住民税非課税世帯≫

(4) **保護者等全員**の非課税証明書（令和8年度分）

≪【区分3・4】に該当する世帯≫

(5) **保護者等全員**の市町村民税所得割額及び県民税所得割額が確認できる課税証明書（令和8年度分）

≪【区分1～4】を申請する1年生のうち、該当者のみ≫

(6) 所得証明利用同意書

1年生で「県立学校学習者端末（タブレット）購入支援金」を申請された方は、提出された証明書類の写しを利用できます。希望される場合は、学校において写しを作成・添付しますので、「所得証明利用同意書」を記入のうえ、申請書等と一緒に提出してください。※どの区分に該当するか、必ず確認して申請してください。

※保護者等とは、親権者・その他就学に要する経費を負担すべき者をいいます。別居・離婚していても、親権を父母両方が持っている場合は、父母の課税証明書が必要です。専業主婦等で無職の場合も、非課税証明書を提出してください。

※課税証明書を役所や役場で取得、またはマイナカードを使いコンビニで取得（一部の自治体のみ可能）する前に住民税所得割額を確認したい場合は、以下の方法があります。

- ・5月から6月頃にお住まいの自治体か、勤務先から配付されている「特別徴収税額の決定・変更通知書」または「納税通知書」を確認する
- ・マイナポータル「わたしの情報」から確認する



3 提出期限 **令和8年10月23日（金）厳守**

4 申請書類の入手方法

(ア) 犬山高校ホームページ（お知らせ）からA4サイズで印刷してください。

（URL：<https://inuyama-h.aichi-c.ed.jp/cms/>）

(イ) 印刷できる環境がない場合は、犬山高校事務室にてお渡しします。

5 提出先

犬山高校事務室 8:30～17:00（土日祝を除く）

6 その他

提出書類に不備があると、再提出や不認定となるためご注意ください。

支給認定された場合は、12月下旬頃までに指定の口座に振込みます。

家計急変事由が発生した場合は、事務室へご相談ください。

ご不明な点がございましたら、事務室までご連絡ください。

参考：愛知県教育委員会事務局 高等学校教育課 公立高等学校等奨学給付金の御案内

（URL：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000082860.html>）

問合せ：犬山高等学校事務室 電話 0568-61-0236 8:30～17:00（土日祝を除く）

★参考1 提出書類一覧表

◎…必ず提出 ○…該当する場合は提出 ×…提出不要	生活保護 受給世帯 【区分1】	左以外の 世帯 【区分2～4】
(1) 高等学校等奨学給付金支給申請書 (様式第1の1(その1))	◎	◎
(2) 高等学校等奨学給付金 振込先口座の通帳のコピー等提出用台紙	◎	◎
(3) 生活保護受給証明書 ※令和8年7月1日現在の生業扶助(高等学校等 就学費)受給が確認できるもの	◎	×
(4)(5) 保護者等全員の地方税の状況が確認できる書類 ※令和8年度(令和7年分)の非課税証明書または 市町村民税所得割額及び県民税所得割額が確認 できる課税証明書	×	◎
(6) 所得証明利用同意書 ※1年生で「県立学校学習者端末購入支援金」を申 請し、提出した証明書類の写しを利用する方のみ	○	○

★参考2『課税証明書』等の見かた(課税証明書等を提出する保護者全員分の証明書を確認してください)

市民税・県民税 証明書

父

(住所) 名古屋市中区三の丸3-1
(氏名) 給付 和夫
令和8年度(令和7年分所得)

※市町村によって、証明書の名称や見た目が異なります

所得金額 (円)		所得控除額 (円)		課税標準額 (円)	
総所得	1,360,000	社会保険料控除	273,001	総所得	0
給与所得	1,360,000	配偶者・扶養	760,000		
(給与収入)	2,200,000	基礎控除	330,000		

市民税 (円)		県民税 (円)	
調整控除前所得割額	0	調整控除前所得割額	0
調整控除額	0	調整控除額	0
税額控除額等	0	税額控除額等	0
配当割額控除額等	0	配当割額控除額等	0
所得割額	0	所得割額	0
均等割額	0	均等割額	0
減免額 (円)	0	差引納付額 (円)	0

保護者等(保護者が両親である場合は、父・母の両方)の
県民税及び市町村民税の所得割の合計が以下の①～③のい
ずれかに該当することを確認し、「各基準額」の支給対象
とする。

【区分2】非課税世帯
【区分3】105,500 円未満世帯
【区分4】105,500 円以上 182,500 円未満世帯

【注意】
※保護者の一人が控除対象配偶者の場合でも、非課税であ
ることを確認するため「課税証明書」等の提出が必要で
す。
※生活保護(生業扶助)受給世帯の方は、生活保護受給証
明書を提出してください。

公立高等学校等奨学給付金について



高等学校等奨学給付金は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために、返済不要な給付金を支給する制度です。

平成26年4月以降に高等学校等の1年生に入学した生徒のうち、生活保護、県民税所得割と市町村民税所得割が非課税、105,500円未満、182,500円未満の世帯の方が対象となります。

生徒が国公立学校に在学し、給付金の受給を希望される方は、下のフローチャートで対象となるかどうかを確認した上で、在学する学校へ申請してください。

(2名以上の生徒がいる世帯は生徒ごとに確認してください。)

保護者の住民票のある都道府県で奨学給付金を申請することができます。
※詳しくは住民票のある都道府県へお問い合わせください。

7月1日時点で、生徒の**保護者の住所**(住民票上の住所)は**愛知県内**にありますか？

※「保護者」とは、生徒の親権者等です。両親が親権者であれば、父母の両方が保護者となります。

いいえ

はい

生徒は**平成26年度以降に高等学校等の1年生として入学**しましたか？

はい

7月の**就学支援金・学び直し支援金の受給資格**がありますか？

※受給資格のある方のうち、日本国籍・在留資格等を有する方は**新制度**、それ以外の方は**旧制度**の対象です。現在在学する学校でこれまでに就学支援金の受給資格がない方は、奨学給付金を受けることができません。転学・退学をしたことがある方は、在学する学校へ受給資格の有無を確認してください。

はい

生徒の世帯は**7月1日時点で、生活保護のうち「生業扶助」**を受けていますか？

※生活保護受給中の方は、市区町村の福祉事務所へ**必ず**「生業扶助」を受けているか確認してください。

・生活保護を受給していません

・生活保護受給中ですが、生業扶助を受けていません

生業扶助を受けています

今年度の**「保護者全員」の市町村民税所得割額及び県民税所得割額は非課税(0円)**ですか？

※保護者全員の課税証明書等を確認してください(裏面【参考】を確認してください。)。※証明書が発行されない保護者がいる場合、給付金を受けることはできません。

はい

いいえ

就学支援金(新制度)の対象者ですか？

いいえ

はい

奨学給付金は支給されません

今年度の**「保護者全員」の市町村民税所得割額及び県民税所得割額の合算額が①か②に該当しますか？**

①105,500円未満 ⇒ (3) ②182,500円未満 ⇒ (4)

①に該当する

②に該当する

いいえ

家計が急変し、「**保護者全員**」の**市町村民税所得割額及び県民税所得割額の合算額が以下に該当**しますか？

- ①非課税 ⇒ (2)
②105,500円未満 ⇒ (3)
③105,500円以上182,500円未満 ⇒ (4)

①～③に該当しない

(1)の給付金を申請することができます。

課程	生徒一人当たり支給額
全日制 定時制 通信制	32,300円

(2)の給付金を申請することができます。

課程	生徒一人当たり支給額
全日制 定時制	143,700円
通信制	50,500円

(3)の給付金を申請することができます。

課程	生徒一人当たり支給額
全日制 定時制	47,900円
通信制	16,830円

(4)の給付金を申請することができます。

課程	生徒一人当たり支給額
全日制 定時制	35,930円
通信制	12,630円

①に該当する

②に該当する

③に該当する

(1)～(4)に当てはまる方は、在学する学校へ、申請をしてください。

※他県の給付金等を受給している場合などで、給付を受けられない場合があります。実際に給付を受けられるかどうかは、審査の上で決定します。

※本事業で得た課税証明書に記載された情報は、名古屋市が実施する名古屋市奨学金の申請のために使用することがあります。

【参考】『課税証明書』等の見かた（課税証明書等を提出する保護者全員分の証明書を確認してください）

市民税・県民税 証明書

父

(住所) 名古屋市中区 令和8年度（令和7年分所得）

(氏名) 給付 和夫

令和8年度（令和7年分所得）

※ 市町村によって、証明書の名称や見た目が異なります

所得金額		所得控除額		課税標準額	
(円)		(円)		(円)	
総所得 給与所得 (給与収入)	1,260,000	社会保険料控除	273,001	総所得	0
	1,360,000	配偶者・扶養	760,000		
	2,200,000	基礎控除	330,000		
				市民税	県民税
			1,363,001	調整控除前所得割額	調整控除前所得割額
				調整控除額	調整控除額
				税額控除額等	税額控除額等
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0